

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（分担）研究報告書

松本サリン事件におけるカルテの保存に関する研究
分担研究者 森田 洋（信州大学総合健康安全センター長・教授）

研究要旨

松本サリン事件にかかわる診療記録、住民に対する健康調査記録の保管状況を精査し、電子化可能な資料についての電子化保存を行った。信州大学医学部附属病院において収集保管されている資料はすべて電子化可能な状況であり、電子化を行った。また、信州大学医学部附属病院が松本市の委託を受けて実施した住民に対する健康調査記録についても保管されていた。これらについても電子化を行った。また、事件発生時から20年に及ぶ松本市、松本市地域包括医療協議会の活動に関する記録は松本市健康福祉部においても数カ所に分かれて保管されている事が確認され、資料の散逸を防ぐ対策を講じて今後も永年保存することが確認された。

A. 研究目的

1994年6月27日に発生した松本サリン事件の記録の散逸を防ぎ、永年保存するために、現在保管されている記録の所在と内容を把握し、永年保管する体制を整備する方策を検討する。可能ものについては電子化する。

B. 研究方法

松本サリン事件の記録の所在について、事件発生当時から長期間にわたり住民健診、健康調査、診療を継続してきた、信州大学医学部附属病院、松本市、松本市地域包括医療協議会の資料の所在、保管状況を精査し、今後も保管を継続するための方策を検討する。また、信州大学医学部附属病院内に保管されている資料については、院内で電子化することが可能なものについては電子化し保存を二重化する。
倫理面への配慮

本研究については、代表研究者が公益財団法人日本中毒センター倫理委員会の承認を得ている（R02-04 東京地下鉄サリン事件等における救護・医療対応記録の保存・活用に向けた研究 2021年3月19日承認）。それに追加して、信州大学で保管されている資料の電子保存については信州大学医学部倫理委員会の承認も得て実施した（松本サリン事件記録のデジタルアーカイブ化承認 2021年6月14日承認）。

C. 研究結果

1. 松本市における資料保管状況と今後

松本市の現在の担当者および当時の担当者に資料の保存と現状についての確認を依頼し、複数箇所分散して保管されている事が判明した。その後、分担研究者が資料について直接確認を行い、事件発生当日から、平成8年に制定されたサリン事件等被害者健康管理基金条例に基づくすべての文

書が永年保存することとされていることが確認された。

2 信州大学医学部附属病院における資料保管状況と今後

事件発生直後から、松本市および松本市地域包括医療協議会の依頼をうけ、被災者住民の健康調査、希望者に対する健康診断、事件直後医療機関を受診した者の診療経過については、報告書として逐次報告されている。報告書作成のために収集した資料および、信州大学医学部附属病院が委嘱を受けて実施した健康診断記録は信州大学に保管されていた、また、事件発生時の診療記録も通常の診療記録とは区別して保管されていた。これらの記録の電子化を行うと共に、紙媒体の資料を改めて整理した上で1カ所に保管した。

D. 考察

松本市は事件発生直後から、松本市、松本保健所、松本市医師会、信州大学医学部附属病院、被災者の診療にあたった病院が協力して、診療・情報収集・住民健診を実施した。その間の記録は平成7年3月、平成12年3月、平成27年10月に刊行している。一部は英文に翻訳され公表されている。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/sos-hiki/65/1621.html>

当時から関係者が緊密に連絡をとることができ、松本市が条例を制定し経済的基盤を確立したことで、円滑に長期間にわたる活動を継続する事ができた。また、多くの資料が経時的に保管されている事も、希少な事件の記録のあり方の参考となる。

E. 結論

松本サリン事件の事件発生当時から20年にわたる健康調査の記録は、廃棄されることなく保管されていた。また、事件の資料の所在が不明となることを、今回の研究事業によって防ぐ事ができた。同様の事案が発生した場合の参考となる取り組みである。

F. 健康危機情報

総括研究報告書にまとめて記入

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登記状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし